

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等(兵庫県決定)の見直しについて

1 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

現行の阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という)は、平成21年4月に兵庫県が都市計画として定めている。

兵庫県は25年12月に「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」を策定し、平成27年度末の都市計画決定に向け、見直し作業を進めてきた。このたび、兵庫県が素案をとりまとめ、公表を予定していることから、その内容を報告する。

2 阪神間都市計画都市再開発の方針等

現行の阪神間都市計画都市再開発の方針、阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針、阪神間都市計画防災街区整備方針は、都市計画区域マスタープランとともに、平成21年4月に兵庫県が都市計画として定めている。

兵庫県は25年12月に「都市再開発方針等の見直し方針」を策定し、平成27年度末の都市計画決定に向け、見直し作業を進めてきた。これまで、本方針に位置づける地区の市素案たたき台を作成し、平成26年9月9日から29日まで公表するとともに意見募集を行い、本審議会へ報告し市素案を策定した。このたび、市素案に基づき兵庫県が阪神間の素案をとりまとめ、公表を予定していることから、その内容を報告する。

3 今後の予定

平成 27 年	4 月	1 日	~ 28 日	県素案閲覧
	4 月	28 日		県素案説明会(尼崎市・宝塚市)
	5 月	28 日		県素案公聴会(宝塚市)
	11 月			市 都市計画審議会(事前説明)
	12 月			公告縦覧
	1 月			市 都市計画審議会(諮問)
平成 28 年	2 月			県 都市計画審議会(付議)
	3 月			都市計画決定

(参考)

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)」は都市計画法(以下「法」という。)第6条の2に規定する法定計画で、都市計画区域(神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7地域)ごとに兵庫県が定めている。

都市計画区域マスタープランには、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定め(法第6条の2第2項)、都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない(法第6条の2第3項)。

都市再開発方針等

都市計画区域については、都市計画に次に掲げる方針で必要なものを定めるものとする(法第7条の2)こととなっており、「都市再開発の方針(都市再開発法第2条の3)」、「住宅市街地の開発整備の方針(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条)」、「防災街区の整備方針(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律整備法第3条)」を定めている。